

■第7回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会が開催されました

平成29年10月5日(木) 埼玉県川越東武ホテルにおいて、標記の総会及び研究大会が開催されました。全国から16共済団体(うちオブザーバー参加2団体)、参加団体の役職員等総勢約70名の参加となり、盛会のうちに無事に終了となりました。埼玉県教育委員会からは小松教育長、川合川越市長、全国高等学校P T A連合会の牧田会長(情報交換会から参加) 他来賓の出席がありました。当室からは、西川共済室長、吉谷、三島、草野が参加いたしました。出張中の佐藤補佐を除き、共済室長以下最多4名の参加となりました。

開会行事では、西川室長から開催にあたってのお祝いを述べさせていただきました。

研究大会では、吉谷から「P T A等共済事業の現状と法人運営」をテーマにお話しをさせていただきました。

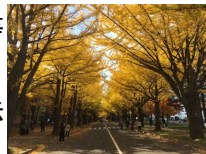
P T A等共済法施行から七年目に入り、長く共済事業に携わった方も少しずつ、世代交代し、法の成立過程や公益法人の制度も改めての説明や理解が必要との認識の下、共済事業の最新の状況の他、新公益法人制度に基づく運営や改正個人情報保護法への対応について説明させていただきました。

事前アンケートの結果に基づく質疑応答では、安全普及啓発活動等への取組、共済事業の各学校やP T Aに対しての周知方法、審査会の運営方法、事務局長や職員の交代時期の引継ぎ、共済金支払増加に伴う制度の見直し等について討議されました。

なお、研究協議に先立って行われた全国高等学校等安全互助会連絡協議会の総会においては、これまで会長を務められた相馬孝雄さん(神奈川県立高等学校安全振興会顧問)が勇退され顧問になり、鈴木敏彦さん(静岡県高等学校安全振興会理事長)が新しい会長に選任されました。また、これにより事務局も静岡県高等学校安全振興会に移ることになりました。長らく事務局を務められた神奈川県立高等学校安全振興会の関事務局長及び事務局の皆さま大変お疲れさまでした。

■共済法と関連する法律やその主な規定 (第7回 民法/全12回) New!

民法は、物を売り買したりする際の契約やその債権債務関係、買った物の権利関係、結婚や離婚、養子縁組等親族関係、人が亡くなりその物を相続する場合の取扱い等々、私人間の関係を規律しているもので私法の一般法と言われる法律です。保険法やP T A等共済法にも契約に関する規定がありますが、民法の一般法に対して、特別法に分類され、その規定を民法の特則という言い方をする場合もあります。



私人間の関係を規律する私法に対して、国家と私人間の関係する規定が公法であり、憲法や行政法がこれにあたります。

民法の規定する範囲は、総則・物権・債権・親族・相続までとかなり広いため、全部を理解するのは困難ではありますが、私たちの生活の多くの場面において、意識するとしなないに関わらず、根拠やルールとして関係してきます。

いくつかP T A等共済法や共済事業と関係する規定を紹介します。共済事業は、法人格を有した者でなければ認可申請もできませんが、その法人の制度もかつては民法で規定されていました。旧制度の公益法人は、旧民法第34条の規定によって主務官庁の許可を得て設立されたものでした。しかし、法人運営についての詳細な規定がなく、主務官庁が立入検査も含め監督・法人設立・運営のための要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁ごとにばらつきがあった等の問題がありました。新公益法人制度の公益三法の成立によってこの規定は廃止されています。また、共済法第9条には共済団体の賠償責任の規定があり、その第4項には民法第724条及び724条の2の規定を準用している規定があります。不法行為による損害賠償請求権の期間の制限については民法の規定を準用するというものです。民法改正によってP T A等共済法の改正を予定しているところです。(施行待ち)

民法第34条(新公益法人制度において廃止)

学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

■おしらせ

- 平成29年度に役員向け研修会を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談下さい。共済法や共済事業に全般に関する内容の他、共済規程の説明、諸課題の支援、5/30に完全施行された改正個人情報保護法の事業者課せられた義務の逐条解説、共済事業における個人情報管理についても説明いたします。
- 都道府県教育委員会担当者の方へ 「共済事業の実施状況に関する調査について(依頼)」を依頼いたします。10月1日現在の実施状況について、回答していただくものです。11月20日(月)が期限となっていますので、よろしくお願ひします。また、立入検査に際して支援が必要な場合は、お早めに連絡いただければと思います。
- 平成29年度第2回のP T A等共済法研修会は、自治体向け2月1日(木)、団体向け2月2日(金)の予定です。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。

「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：11月30日＞

(おことわり)本誌は、共済団体-教育委員会-文科省間の情報共有ツールとして発行しているものです。それ以外の目的での転用・引用・転載・複製・Web上へのアップロードはご遠慮下さい。お問い合わせについても関係者のみ対応させていただきます。

■ 共済団体の紹介～Renewal!

一般社団法人岩手県PTA連合会(共済事業開始:平成24年4月)



研修会で挨拶する五十嵐会長

当連合会が社団法人から一般社団法人に移行したのが平成25年4月、その前年には特例民法法人として認可を受け、共済事業を実施しています。

共済事業とその他法人事業を推進する上では困難もありますが、各PTAの協力を得ながら堅実な運営を目指しています。

今年度共済事業で行った研修会を紹介します。

「共済事業担当者事務説明会」は、毎年8月県内の小中学校や特別支援学校、幼稚園の担当者を対象に行っています。出席者の大多数は各校の養護教諭ですが、校長や副校長の参加もあります。この説明会では、昨年度の事故内容、共済金の支払状況、今年度の事業の説明を行っています。学校管理下外やPTA行事での事故があった場合などの手続き等について学び、参加した担当者からは、好評を得ております。

「PTA共済事業役員研修会」は、一般社団法人に移行して4年が経過し、今後の事業運営のあり方等を考えるための研修会で、役員を対象として10月20日に実施しました。講師には、文部科学省の吉谷正様を招き、行政庁の県教育委員会、公認会計士、税理士の出席を仰ぎながら、法人移行の経緯や運営の仕方、共済事業のノウハウ等の説明していただきました。役員や職員にとって、改めて再認識する機会となりました。(事務局長 樋下照男)

一般財団法人青森県高等学校安全互助会(共済事業開始:平成24年4月)

本会は平成24年から一般財団法人として共済事業を行っております。現在、青森県の高등학교に在籍する生徒約38,800名中、36,000名が当会に加入し、本県の高校生約95%が被共済者となっています。

財団設立当初はスポーツ振興センターの給付金2,500円以上に20%を共済金として給付しておりました。しかし、一般財団法人へ移行する前から赤字が続き、規約の見直しは必至の状態でした。2年間に渡る検討の結果、今年4月から月額20,000円以上に対し20%、ただし月額給付金額の上限を50,000円とすることに改正しました。前年比の詳細は、まだ集計しておりませんが、10月末現在、金額ベースで前年比64.9%、件数では約10%になっています。この数字はある程度予想していましたが、少額の共済金支払件数が減少することで次年度の加入状況に変化がみられるのか注視しているところです。

さて、本会の事務局員は私を含めて3名のスタッフで県の古い出先庁舎を間借りして頑張っておりますが、最近、ついに事務所に暖房用エアコンが設置されました。これで寒く長い青森の冬も乗り切れそうです。しかし、新しい設備が入ると今まで使っていた石油ストーブが急にじゃまになってきました。近い将来の自分を見ているような気持ちです。石油ストーブはきれいに掃除してあげようかなと思うこの頃です。肌寒い季節になりました。皆さんも風邪をひかないよう気を付けて下さい。沖縄がうらやましい北国青森からでした。(事務局長 千代谷均)



左から 千代谷局長、原田次長、今さん

PTA等共済室

- 10月5日(木) 第7回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会・研究大会(埼玉大会)
(西川室長、吉谷、三島、草野)
- 10月11日(水)～13日(金) 全国子ども会連合会立入検査(佐藤補佐、吉谷、三島)
- 10月19日(木)～20日(金) 岩手県PTA連合会事業担当者との研修会・PTA共済事業研修会(吉谷)
- 10月25日(水)～26日(木) 北海道高等学校安全互助会・北海道高等学校PTA連合会合同研修会(吉谷)
- 10月27日(金) 茨城県教育庁・茨城県PTA安全互助会立入検査、団体と県教委合同研修会(吉谷)
- 10月30日(月) 神奈川県PTA協議会安全互助会理事会・意見交換会(吉谷)



茨城県PTA安全互助会立入検査の様子

■平成29年度第2回PTA等共済法研修会の開催について

先月号においてお知らせしましたが、標記研修会を都道府県教育委員会担当者向け研修会を2月1日(木)に、団体向け研修会を2月2日(金)に開催する予定です。例年どおり12:30受付開始、13:00から17:00までの時間と考えています。この研修会については、法や制度全般にかかる基礎知識から、安定した運営や指導監督のための知識を身に付けていただくものです。共済事業の最新の状況等紹介しながら、その時々の問題や課題も説明する等して進めてまいります。旅費等を負担していただくということもありますが、実際に実務に携わる方は毎回、役員の方は必要に応じて参加していただき、最新の状況の把握に努めていただければと願っております。他団体との情報交換にもお役立て下さい。

■ 編集後記 雨の日以外は、毎日夜に散歩に出かけています。どんなに飲んで帰っても行きます。決して怪しくはありません。愛犬の散歩です。皆が寝静まり、空気も澄みきった時間、近くの公園などを歩いていると、遠くから電車の音や車やバイクが通り過ぎる音等が聞こえます。音だけではなく、匂いも感じます。刈り取られたばかりの雑草の青臭い匂い、庭先に咲く花の甘い匂いは、空気が澄んだ夜に、とても新鮮に感じられるものです。月明りや灯りに照らされる木々や花々は、本来の色に灯りが加わり、幻想的で独特な色合いを見せてくれます。空を見上げると、この時期であれば、オリオン座がきれいに見えます。日中はざわざわしたところでも、夜になると静かになり、物事を客観的に感じ考えられる感じがします。10月は、文科省分の他に他県の立入検査にも多く出かけました。受検する事務局の皆さんは、気が気ではないかもしれませんが、年に1回、立ち止まり客観的に考えるにはぴったりのような感じがします。立ち止まると、多忙な毎日の業務では気が付かないこと(良いことも悪いことも)を発見できたり、問題や課題へのいいアイデアが思い浮かんでくるかもしれません。他の人の目で見てもらうことでさらにそれが深まっていくかもしれません。年1回立ち止まり、振り返り、客観的な評価をしてもらう良い機会です。(PTA等共済室:吉谷)

